

知立市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による非木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準非木造住宅の所有者が行う非木造住宅耐震診断に要する費用の一部について、予算の範囲内において交付する知立市非木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号の規定については国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、現に居住の用に供しているものをいう。
- (2) 一戸建て以外の住宅 住宅のうち一戸建て以外のもの
- (3) 非木造住宅 非木造の住宅（木造以外の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。ただし、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定による認定及び建築基準法第68条の10に規定する型式適合認定を受けたプレハブ工法により建築された住宅を除く。）をいう。
- (4) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で建築基準法による建築主事の確認済証の交付を受けたもの（建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものに限る。）をいう。
- (5) 耐震診断者 住宅・建築物に対する安全性を評価する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）又は同条第3項に規定する二級建築士であるものをいう。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行う場合は、一級建築士である者に限る。
- (6) 非木造住宅耐震診断 前号に規定する耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本の方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、住宅・建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に診断すること（木造住宅耐震診断に該当するものを除く。）をいう。
- (7) 施行者 非木造住宅耐震診断を行う非木造住宅の所有者（区分所有された共

同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する区分所有者の団体その他市長がこれと同等と認めるもの）をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に存する旧基準非木造住宅の所有者（現にその住宅に居住する者で、所有者の同意を得られるものを含む。）である施行者。
- (2) 一戸建ての住宅の所有者である場合、市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

（補助の対象）

第 4 条 補助金交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 旧基準非木造住宅であること。
- (2) 区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形式がとれること。
- (3) 住宅所有者と居住者が異なる場合は、当事者間で合意形成が図られたものであること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) その他「住宅・建築物耐震改修等事業費補助金制度要綱（平成 17 年 4 月 1 日国住指第 3249-2 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）」第 8 号事業用件に適合するものであること。

（事前相談）

第 5 条 施行者は、補助金の交付を受けて非木造住宅耐震診断事業を行おうとする場合は、あらかじめ知立市非木造住宅耐震診断事業に係る事前相談書（様式第 1 ）を提出するものとする。

2 前項の事前相談書には、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物であることを証明するものとして次の各号のいずれかの書類を添付するものとする。

- (1) 建築確認通知書又は検査済証の写し
- (2) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）の写し
- (3) 建物の登記事項証明書の写し

（補助対象経費及び補助金の額）

第 6 条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表のとおりとする。

（補助金交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする施行者は、非木造住宅耐震診断事業を行う

年度の12月20日までに、知立市非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第2）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断経費の見積書の写し
- (2) 案内図、配置図及び各階平面図
- (3) 申請者が管理組合の場合は、組合規約及び非木造住宅耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
- (4) 住宅所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を施行者に知立市非木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（着手の届出）

第9条 前条の交付決定を受けた施行者（以下「補助事業者」という。）は、非木造住宅耐震診断事業に着手したときは、知立市非木造住宅耐震診断事業着手届（様式第4）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 非木造住宅耐震診断事業に係る契約書の写し
- (2) 連絡者リスト（耐震診断業者）

2 前項の書類は、前条の交付決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
(地位の承継)

第10条 補助事業者が死亡した場合において、補助事業者の承継人が交付決定のあった内容で非木造住宅耐震診断事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

2 補助事業者が破産等やむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、補助事業者の承継人が交付決定のあった内容で非木造住宅耐震診断事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

3 補助事業者は前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（計画の変更）

第11条 施行者は、補助金の交付決定を受けた後に非木造住宅耐震診断事業の内容を変更し、補助金の額に変更を生じる場合には、次に掲げる書類を添付して、知立市非木造住宅耐震診断費補助金交付変更申請書（様式第5）を、変更する前に市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合には、

変更の内容がわかる書類を添付して、知立市非木造住宅耐震診断事業変更届（様式第6）を提出しなければならない。

- (1) 変更後の見積書の写し
- (2) 契約書の写し
- (3) 変更契約書
- (4) 変更図面等、変更内容がわかる書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定した場合は、知立市非木造住宅耐震診断費補助金交付決定変更通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の取下げ又は中止）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を取り下げ、又は中止しようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日までに、知立市非木造住宅耐震診断事業取下げ（中止）届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（遂行命令等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行に関して、必要な指導、助言若しくは指示を行い、又は、必要な報告を求めることができる。

（完了実績報告等）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、知立市非木造住宅耐震事業完了実績報告書（様式第9）に掲げる書類（一戸建て住宅については、第2号の書類を除く。）を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告概要書（様式第10）
- (2) 耐震診断実施結果評価書又はこれと同等のものの写し
- (3) 平面図、伏図、軸組図
- (4) 耐震診断に要した経費の領収書の写し
- (5) 耐震診断を行った者の建築士免許証の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（是正のための措置）

第15条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を取るよう補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、第14条の規定による完了実績報告書を受理した場合は、報告

内容を審査し、適當と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、知立市非木造住宅耐震診断費補助金確定通知書（様式第11）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第17条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに知立市非木造住宅耐震診断費補助金請求書（様式第12）により、補助金の交付請求を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) その他市長が不適当と認める事由が生じた場合

（書類の保管）

第19条 補助事業者は、補助金の收支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 補助事業者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を付した年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

事業		補助対象経費	補助金の交付額
非木造住宅 耐震診断事業	一戸建て以外	<p>非木造住宅耐震診断に要する経費であって、耐震診断者に支払うものとする。ただし、各部分の延べ面積に応じ算出した次に定める額の合計を限度とする。</p> <p>(1) 延べ面積 $1,000\text{ m}^2$ 以内の部分の延べ面積に 1 m^2 当たり $2,060$ 円を乗じて得た額以内</p> <p>(2) 延べ面積 $1,000\text{ m}^2$ を超えて $2,000\text{ m}^2$ 以内の部分の延べ面積に 1 m^2 当たり $1,540$ 円を乗じて得た額以内</p> <p>(3) 延べ面積 $2,000\text{ m}^2$ を超える部分の延べ面積に 1 m^2 当たり $1,030$ 円を乗じて得た額以内</p>	<p>対象経費の 3 分の 2 以内の額</p> <p>ただし、1 戸当たり $50,000$ 円、かつ、1 棟あたり $1,600,000$ 円を限度とする。</p> <p>(その額に $1,000$ 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)</p>
	一戸建て	非木造住宅耐震診断に要する経費であって、耐震診断者に支払うものとする。ただし、1 戸あたり $134,000$ 円を限度とする。	<p>対象経費の 3 分の 2 以内の額</p> <p>(その額に $1,000$ 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)</p>